

小中一貫教育の効果と課題

質問 現在、検討している小中一貫教育の導入により中一ギャップは解消できるのか。また、小学校高学年生に対するリーダー性の育成は阻害されないか。

答弁 小中一貫教育では、中学生との交流を通して小学生が進学前に中学校生活への理解を深めることができ、さらに、小学校と中学校の教員が子どもたちの情報を共有し協力して指導に当たることより、中一ギャップの解消が図られると考える。

また、施設一体型の小中一貫教育であっても、例えば児童会と生徒会を存続させることや、運動会や遠足などの行事における活躍の場を設けるなどの工夫により、小学校高学年の子どもたちのリーダー性を育て、発揮させる機会は保障できると考える。

語句説明

中一ギャップ

中学校進学後に子どもが学校に適應できず、不登校やいじめが増加したり、学校生活への不安や悩みを訴えたりする現象。

語句説明

シチズンシップ

市民性や市民権、さらに社会において、よりよい社会を実現するため、市民が社会の意思決定や運営の過程に積極的に関わろうという意識のこと。

ユネスコスクール

質問 ESDの推進拠点と位置付けられるユネスコスクールは、他人や社会、自然環境との「関わり」「つながり」を育み、希薄化する地域コミュニティを深める教育に取り組んでおり、学校教育の枠を超えてシチズンシップの育成につながっていると感じている。

そこで、本市におけるユネスコスクールの加盟状況と今後の考え方について聞きたい。

答弁 本市では、25年度に玉川中学校、本年度に清沢、東豊田、由比の各こども園がユネスコスクールに加盟した。

本市の地域資源を生かした環境教育の推進などESDの重要性を認識しているが、ユネスコスクールへの加盟については、英語による申請や報告書作成などを要するため、各学校の判断に委ねていく。

放課後児童クラブ支援員の待遇改善

質問 高い資質が求められる支援員の待遇改善について、「子ども・子育て支援法」の附則に規定されたが、本市では、その待遇改善への対応が遅れていると聞く。支援員の待遇改善に向けてどのように検討しているのか。

答弁 支援員は、児童クラブの運営において非常に重要な役割を果たしていることから、適切な待遇を確保することが大切であると考えている。

支援員と市との間に直接の雇用関係はないものの、待遇改善につながるよう、委託料算定に当たり、賃金単価や主任手当の引上げを行った。

今後も引き続き、適切な待遇の確保に努めていく。

特別支援学級の設置状況

質問 市内及び県内の小・中学校における特別支援学級の設置状況はどうか。

また、今後どのように整備していくのか。

答弁 本市では、知的障害特別支援学級を小学校の約46.5%、中学校の約55.8%に、自閉症・情緒障害特別支援学級を小学校の約29.0%、中学校の約16.3%に設置している。

一方県内では、前者が小学校の約55.2%、中学校の約62.0%、後者が小学校の約37.1%、中学校の約38.5%に設置されている。また、8市が肢体不自由特別支援学級を設置している。

今後は、適切な教育環境を提供するため、知的障害や自閉症・情緒障害特別支援学級の充実を図るとともに、肢体不自由特別支援学級の設置についても、市内の特別支援教育全体の状況を踏まえ検討していく。

語句説明

ESD

Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育) の略。

環境、貧困、人権など、現代社会の課題を自らの問題として捉え、これらを解決するために新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

米飯給食の推進

質問 「健康長寿のまちづくり」を目指す本市において、米飯給食は、子どもたちが望ましい食習慣を学ぶことのできる生きた教材であると考えられる。完全米飯給食に向け、米飯給食の回数を増やすべきと考えるがどうか。

答弁 米飯は、日本の伝統的な食生活に欠かせないものであり、米飯給食により和食の作法を身につけることは、食文化を継承するうえで極めて大切である。また、米飯給食には、日本の食文化や郷土への関心を深めるなど、教育的な意義もあると考えている。

米飯給食の推進に当たっては、「週3回以上を目標として推進するものとする」という文部科学省の通知を踏まえ、実施回数の増加を図ってきたところであり、今後も回数を増やすことができるよう検討していく。



臨時講師の処遇

質問 現在の学校には、子どもへのしつけや生活習慣の指導までもが求められるようになり、職務範囲の広がりによる教職員の多忙化が問題視されている。教職員の補充者である臨時講師は、教諭とほぼ同一の仕事をするにもかかわらず、賃金が同一ではない。臨時講師の位置付けと勤務形態・勤務内容について問う。

答弁 臨時講師は、教諭の欠員分を補充する場合のほか、産前産後休暇や育児休業、病気休暇などで教諭が長期的に職場を離れる場合に代替職員として配置される。そのため、勤務形態・勤務内容は教諭と同様である。

また、臨時講師の中には、学級担任や部活動顧問等を担う者もいる。

「(仮称)静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例」について

現在、市議会では、東日本大震災や昨年の台風18号による浸水被害の状況を鑑み、災害が発生した場合であっても市民の皆さんの被害を最小限にとどめることができるまちの実現を目指し、条例策定に向け、検討会を設け、議論を行っています。

この条例では、過去の災害の経験から、市民の皆さんの自助、共助とそれを支える公助のそれぞれの理念を明らかにし、いのちを守るためにいつ起こるか分からない災害に備えるよう必要な事項を規定する予定です。

検討会の会議日程については、ホームページでお知らせしていきますので、ぜひ傍聴にお越しください。

静岡県議会議長へ申入れをしました

県議会における十分な議論や静岡市長の理解がない中、静岡県知事は、静岡県議会9月定例会において、知事広聴として県都構想に関する説明を市民に行うことを表明しました。これは市と県の信頼関係を大きく損なうものであるため、静岡県議会議長に対し次のとおり申し入れをしました。

平成27年10月7日

静岡県議会議長 吉川 雄二 様

静岡市議会議長 繁田 和三

知事広聴会における「県都構想」説明の再考を求める申入書

川勝平太静岡県知事は、9月28日の静岡県議会本会議において、「県都構想」について、理解を広く得ていくために、10月に静岡市内3会場で広聴会を開く旨の答弁をされました。

「県都構想」については、これまでの経緯からして、基礎自治体である静岡市の意向とは異なるものがあります。

よって、静岡県議会におかれましては、静岡市議会の意思を真摯に受け止められ、今月実施が予定されている広聴会における「県都構想」の説明を再考されるよう、県知事に強く働きかけていただきたく、申し入れ致します。